

I 利用にあたって

〔I〕調査の概要

漁業センサスは、5年ごとに実施する農林水産省所管の基幹統計調査として、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

今回のセンサスは、昭和24年3月に第1回目を実施して以来、15回目となるが(昭和33年は「沿岸漁業臨時調査」、沖縄県においては、本土復帰後昭和48年11月1日に実施した第5次漁業センサスが第1回目にあたり、今回の2023年漁業センサスが11回目となる。

1. 調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計として、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)に基づき実施している。

2. 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	農林水産省一都道府県 —市区町村—調査員 —調査対象	自計調査 調査票は調査員が配布し、 調査員又はオンラインにより回収。 (申し出があった場合には面接調査(他計調査)も可能。)
	海面漁業地域調査	農林水産省一民間事業者 —調査対象	
内水 水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省一地方組織 —(調査員)—調査対象	自計調査 調査票は郵送により配布し、 郵送又はオンラインにより回収。 (郵送又はオンラインにより回収できない場合は調査員等が回収。)
	内水面漁業地域調査	農林水産省一民間事業者 —調査対象	
流通 加工 調査	魚市場調査	農林水産省一民間事業者 —調査対象	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省一地方組織 —(調査員)—調査対象	

3. 調査の期日(漁業経営体調査)

令和5年11月1日

4. 沖縄県における調査対象(漁業経営体調査)

40市町村(非沿海町の南風原町を除く)に住所を有する海面漁業経営体

〔Ⅱ〕 主な用語の説明

1. 海面漁業

海面において営む水産動植物の採捕又は養殖（陸上養殖施設での海水を利用した海産動植物の養殖を含む。）の事業をいう。

2. 調査期日前1年間

令和4年11月1日～令和5年10月31日の期間

3. 漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

4. 経営組織

漁業経営体を下記の経営形態別に分類する区分をいう。

(1) 個人経営体

漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

(2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、以下の(ア)～(オ)に区分している。

(ア) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

(イ) 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

なお、同法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

(ウ) 漁業生産組合

水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

(エ) 共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

(オ) その他

都道府県の栽培漁業センター等、上記以外のものをいう。

5. 経営体階層

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額が多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。

- (1) 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。
- (2) 上記(1)に該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。

なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

6. 漁業層

(1) 沿岸漁業層

経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

(2) 中小漁業層

経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

(3) 大規模漁業層

経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

7. 海上作業

(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。

(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

(5) 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用した養殖施設までの往復
- b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し
- c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
- c 池又は水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e 収獲物の取り上げ作業

8. 陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

- (1) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- (2) 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
- (3) 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- (4) 悪天候時の出漁待機
- (5) 餌の仕入れ及び調餌作業
- (6) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
- (7) 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- (8) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。
- (9) 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

9. 漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には統計表 I（4）「営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）」の表頭項目のとおり。）をいう。

(1) 主とする漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、販売金額1位の漁業種類をいう。

(2) 営んだ漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

10. 主とする漁獲・収獲魚種

漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲・収獲した水産動植物のうち、販売金額1位のもの（魚種36種類に区分。具体的には統計表 I（8）「主とする漁獲・収獲魚種別経営体数」の表頭項目のとおり。）をいう。

11. 出荷先

漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。
なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。

(1) 漁協の市場又は荷さばき所

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。

(2) 漁協以外の卸売市場

漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。

(3) 流通業者・加工業者

卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。

また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。

(4) 小売業者・生協

スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。

(5) 外食産業

レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。

(6) 消費者に直接販売

自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。

(ア) 自営の水産物直売所

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。

(イ) その他の水産物直売所

共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。

(ウ) 他の方法

移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。

(7) その他

上記(1)～(6)以外に出荷した場合が該当する。

12. 漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。

- (1) 無動力漁船
推進機関を付けない漁船をいう。
- (2) 船外機付漁船
無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいう。
- (3) 動力漁船
推進機関を船体に固定した漁船をいう。

13. 個人経営体の専兼業分類

- (1) 専業
個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
- (2) 第1種兼業
個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
- (3) 第2種兼業
個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

14. 兼業の種類

- (1) 水産物の加工
水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。
他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。
なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
- (2) 漁家民宿
旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
- (3) 漁家レストラン
食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
- (4) 遊漁船業
遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。
なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。

(5) 農業
販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

(6) 小売業
自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。
なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。

(7) その他
上記(1)～(6)以外のものをいう。

15. 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多かった者をいう。

16. 自家漁業の後継者

満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に漁業（自家漁業以外の漁業を含む。）に従事した者（同一世帯内外を問わず。）のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

17. 世代構成

(1) 一世代個人経営

自家漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

(2) 二世代個人経営

一世代個人経営に、「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうち、いずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。

(3) 三世代等個人経営

一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

18. 漁業就業者

満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に自営漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者で、下記(1)～(3)に分類する。

(1) 個人経営体の自家漁業のみ

漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

(2) 漁業従事役員

団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。なお、自家漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

(3) 漁業雇われ

漁業就業者のうち、上記(1)・(2)以外の者をいう（漁業以外の仕事にも従事したか否かは問わない。）。

19. 新規就業者

調査期日前1年間に下記(1)～(3)のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、18(1)の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者を新規就業者としている。

- (1) 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業に戻ってきた者を含む。）
- (2) 他の仕事が主であったが漁業が主となった者
- (3) 普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者（学生等）

20. 11月1日現在の海上作業従事者

満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう（調査期日前1年間に海上作業に年間30日以上従事したか否かは問わない。）。

なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む（荒天等により、11月1日に出漁できなかった場合を考慮。）。

21. 漁獲・収獲した水産物の輸出

調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
- (2) 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

22. 水産エコラベル認証

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

(1) MEL（日本；漁業・養殖）

（水産エコラベル例）

Marine Eco-Label Japan



(2) M S C (英国 ; 漁業)
Marine Stewardship Council

(水産エコラベル例)



(3) A S C (オランダ ; 養殖)
Aquaculture Stewardship Council

(水産エコラベル例)



(4) B A P (アメリカ ; 養殖)
Best Aquaculture Practices

(水産エコラベル例)



(5) A l a s k a R F M (アメリカ ; 漁業)
Certified Seafood Collaborative

(水産エコラベル例)



23. 漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- (1) 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- (2) 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- (3) 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

24. 積立ふらす

積立ふらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

〔Ⅲ〕 利用上の注意

1. 数値及び記号の表示

(1) 数値

(ア) この調査結果概要の数値は確定値である。

(イ) 解説の各図及び表並びに各統計表は、数値の単位未満を四捨五入している。

(ただし、動力漁船のトン数は小数点第 2 位以下切り捨てとしている。)

したがって、構成比率の総数と各内訳の合計が一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「—」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

2. その他

本報告書の統計表は、2023 年漁業センサス漁業経営体調査の集計結果から、一部を抜粋して収録したものである。